

# 今後の法人市民税の超過課税（案）



## 1 これまでの超過課税

### (1) 対象及び税率、適用期間、使用目的

- 【対象及び税率】 均等割 ～ 資本金 1億円超 制限税率：100分の120  
法人税割 ～ 資本金 3千万円超 制限税率：8.4%（標準6%）
- 【適用期間】 10年間の時限措置（平成9年2月から2度更新し、令和9年1月まで継続）
- 【使用目的】 旧苫小牧駒澤大学への財政支援を含めた教育関連施設の整備

### (2) 増収分の活用

苫小牧市内対象法人※から総額 約103億円（平成9年度から令和8年度まで）の超過課税を納めていただき、貴重な財源として有効活用させていただいた。

※ 対象法人数（令和6年度）：4,609社のうち1,022社（均等割・法人税割 676社、法人税割のみ 346社）

#### ▶ 平成9年2月～平成19年1月（10年間） 約 35 億円

- 〔活用〕
- ・旧苫小牧駒澤大学への財政支援（退職手当基金からの借入返済）
  - ・小中学校施設整備（緑陵中学校建設、若草小学校改築ほか）
  - ・社会教育スポーツ施設整備（ハイランドスポーツセンター改修ほか）

#### ▶ 平成19年2月～平成29年1月（10年間） 約 30 億円

- 〔活用〕
- ・小中学校施設整備（拓進小学校建設、青翔中学校建設ほか）
  - ・社会教育スポーツ施設整備（新大成児童センター整備、美術博物館整備ほか）

#### ▶ 平成29年2月～令和9年1月（10年間） 約 38 億円（※ 令和8年度は予算額）

- 〔活用〕
- ・小中学校施設整備（北光小学校改築、啓北中学校改築ほか）

# 今後の法人市民税の超過課税（案）

## 2 今後の超過課税

### (1) 超過課税の必要性

- ▶ 少子化により教育関連事業は減少するものの、子どもも含めた全ての市民の安全・安心に関する行政需要が高まっている。
- ▶ 起債償還額の増加や基金残高の減少に伴い、厳しい財政運営が見込まれる。



- ▶ これまでの旧苫小牧駒澤大学への財政支援を含めた教育関連施設の整備にかかる財源確保のための超過課税は終了。
- ▶ 令和9年2月以降は、これからの市民の安心を支えるまちづくり(教育施設整備含む)に活用するための超過課税をお願いしたい。

終了

これまでの超過課税



今後

市民の安心を支える  
まちづくりのための超過課税

※ 教育施設整備基金は廃止し、新たに市民の安心を支えるまちづくりのため基金を設置

〔活用案〕

災害対策関連事業、公共施設のエアコン及びクーリングスポット設置・バリアフリー化、地域の防犯灯・防犯カメラ整備

### (2) 対象及び税率、適用期間、使途目的

【対象及び税率】 現在と変更なし

【適用期間】 期間を定めず恒久化

【使途目的】 これからの市民の安心を支えるまちづくり